

# 緊急事態措置の要請による休業のお知らせ

いつも当店をご利用・ご愛顧いただき誠にありがとうございます。

政府の緊急事態宣言に基づく埼玉県からの「緊急事態措置」の要請により、1月12日から2月7日までの予定で休業していますが、この度の緊急事態宣言が延長されたことにより、**3月7日(日)まで休業を延長致します。**なお、緊急事態宣言が予定よりも早く解除された場合は営業を再開する予定です。引き続き、埼玉県からの要請に基づき対応していきます。

今回も新型コロナウイルスの「**感染拡大防止**」を第一に考え、お客様とスタッフの安全を優先し、休業を延長することといたしました。営業再開時には、今まで以上に愛されるお店を目指し、準備を進めてまいりたいと思います。お客様にはご理解いただきますようお願い申し上げます。

当店の営業については、当店ホームページ、Instagramにおいてご案内いたしますのでご覧いただければ幸いです。皆さまもどうぞお体にお気をつけ頂きお過ごしください。

**休業期間：1月12日(火)～3月7日(日)**

※ 緊急事態宣言が予定より早く解除された場合は、営業を再開する予定です。

2021年2月4日(木)

台湾食堂パイクー屋 桃園